

滞納分学校給食費に係る法的措置（支払督促）に対する異議申立て及び訴訟対応

1 事件の概要

- 被告らは、市立学校において学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促にもかかわらず、学校給食費を納付しなかった。
- 本市は、令和6年1月7日付けで被告らに対して、滞納している学校給食費413,180円（以下「本件学校給食費」という。）の支払に係る法的措置実施予告書を送付し、同月21日までに滞納額を完納しない場合は、川崎簡易裁判所書記官に支払督促の申立てを行う旨を通知したが、期限までに納付がなされなかった。
- 令和6年12月13日、本市は、川崎簡易裁判所書記官に、本件学校給食費の支払に係る支払督促の申立てを行った。
- 令和7年1月6日、被告らから督促異議の申立てがなされたことから、民事訴訟法第395条の規定により、本市が支払督促の申立てにより行った本件学校給食費に係る請求については訴えの提起があったものとみなされることとなった。
- 引き続き訴訟において、本件学校給食費の支払を請求するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの

【本件で支払を請求した学校給食費の概要】

学校給食を受けた者 （児童生徒）	3名（市立小学校在籍児童1名、市立中学校 在籍生徒2名※）
滞 納 期 間	令和3年7月～令和6年10月 （令和3年4月から令和6年9月までに受けた 学校給食分）
滞 納 額	413,180円

※ 市立中学校在籍生徒2名のうち1名は既に卒業

2 本市の請求の要旨及び被告らの督促異議申立内容

- (1) 本市の請求の要旨
被告らに、連帯して、本件学校給食費の支払を求める。
- (2) 被告らの督促異議申立内容
本件学校給食費について、分割支払（月当たり2万円）を希望する。※

※支払督促においては、債務の不存在や誤認（請求額の誤り）などを主張した場合のほか、一括ではなく分割での支払を希望した場合についても、「督促異議」として扱われる。

3 今後の対応

- 市議会において本件に係る議決を得た後に、訴訟に係る書類（訴状に代わる準備書面、議決証明書）等を裁判所に提出し、引き続き訴訟において、本件学校給食費の支払を請求する。
- 訴訟において分割支払に係る和解が成立した場合は、「市長の専決事項の指定について」第1項に規定する目的物の価格が1件100万円以下の事件に係る和解に該当するため、市長が専決処分を行い、その後、市議会に報告する。
- 和解が成立しなかった場合は、裁判所の確定判決による債務名義の取得後に、強制執行の手続を行う。
- 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

支払督促について

●支払督促とは

- ・金銭などを債務者が支払わない場合、債権者の申立てのみに基づいて簡易裁判所書記官が行う略式の手続
- ・実質的な審査はなく、書類審査のみで簡易裁判所書記官が「支払督促」を送達
- ・支払督促が確定すると、確定判決と同一の効力を有し、債務名義を取得（強制執行が可能になる。）
- ・ただし、債務者が異議を申し立てると訴訟手続に移行（民事訴訟法第395条※¹）

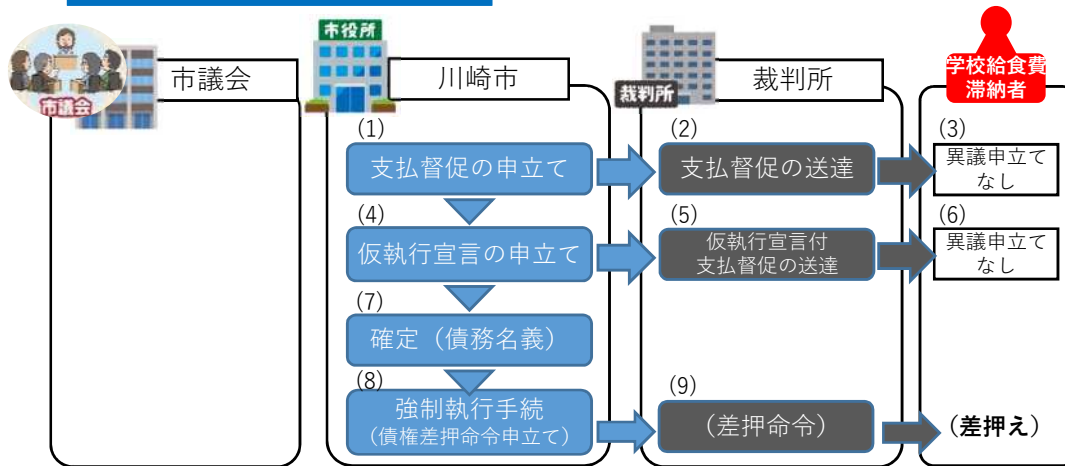
※1 民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（督促異議の申立てによる訴訟への移行）

第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

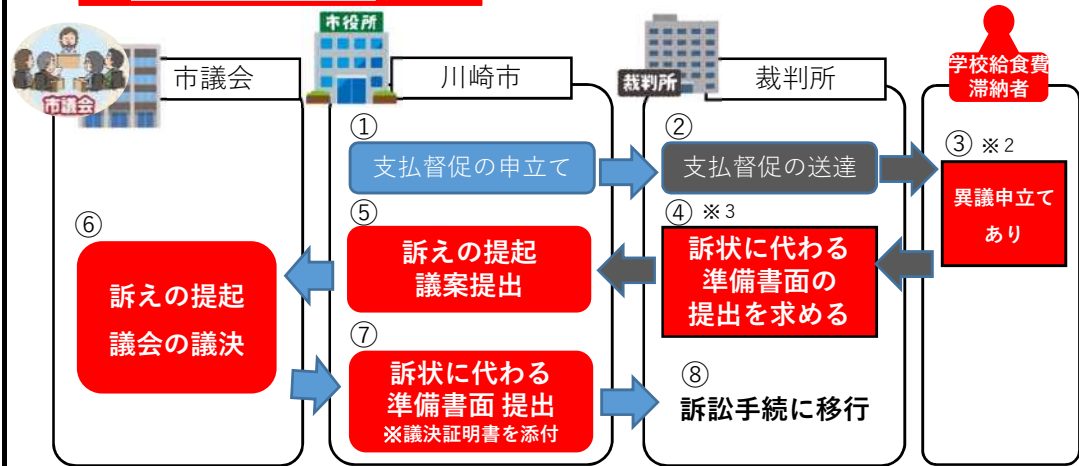
■学校給食費に関する支払督促の手続の流れ

<異議申立てがなかった場合>



滞納者から異議申立てがなければ、裁判所の審理なく、おおむね2か月程度で債務名義を取得し、強制執行の手続が可能となる（議決不要）。

<異議申立てがあった場合>



支払督促の送達を受けて滞納者から異議申立てがあれば、訴訟手続に移行するため、訴えの提起に関して議会の議決が必要となる。

※2 仮執行宣言付支払督促の送達を受けた際にも、異議を申し立てることができる。

※3 訴訟において支払を請求する額が140万円以上の場合、④以降の裁判所における手続（第一審の裁判）は、地方裁判所が行う。

【参考】裁判所法（昭和22年法律第59号）

（裁判権）

第24条 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

1 第33条第1項第1号の請求以外の請求に係る訴訟（以下略）

（裁判権）

第33条 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

1 訴訟の目的の価額が140万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）

学校給食費の収入未済額の状況

●収入未済額（過年度分）の状況

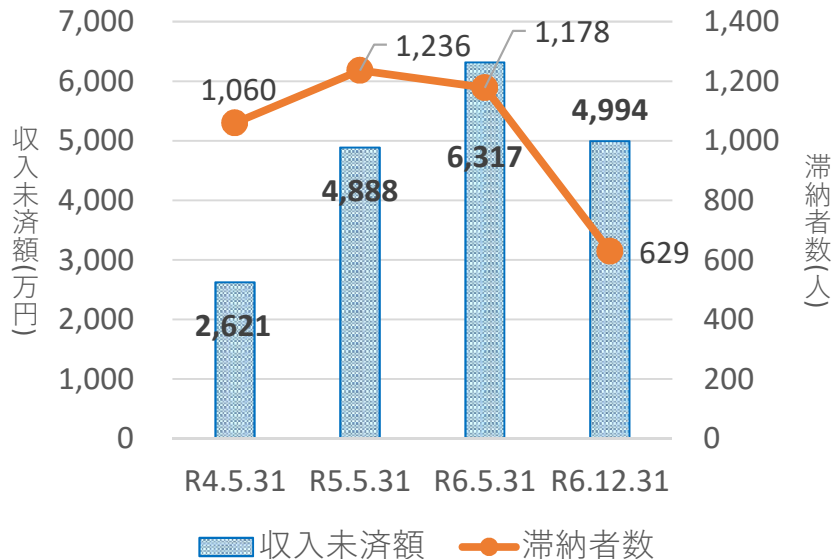
✓ **令和6年12月末時点での収入未済額は、約4,994万円**

令和5年度以前の滞納がある世帯 629世帯

うち令和3年度からの継続的な滞納がある世帯 113世帯

- ・債権対策の取組により、年度当初と比較して、過年度分の収入未済額は圧縮されているものの、継続的な滞納がある世帯については、更なる対応の強化が必要である。
- ・特に資力があるにもかかわらず滞納が長期継続化、高額化している世帯に対しては、学校給食費負担の公平性を担保するため、地方自治体として、債権の取立てに関して必要な措置を取る義務がある（地方自治法第240条第2項）。

■滞納者数と収入未済額（過年度分）の推移



■債権対策の流れ

◀文書 ◀電話等 ◀自宅訪問

【納期限を過ぎても支払われない場合】

- ◀ **文書による督促**
 - ・「学校給食費未納分の納入について」
 - ・「学校給食費督促状」等
- ◀ **SMSによる納付勧奨**
 - ・ショートメール配信
- ◀ **催告書送付**
 - ・「学校給食費催告書」（年間4回）
- ◀ **電話による納付勧奨（夜間電話催告含む。）**
- ◀ **自宅への訪問による納付勧奨**

【当該年度を過ぎても支払われない場合】

- ◀ **委託弁護士からの催告書送付**
- ◀ **納付相談の受付**
 - ・「滞納分学校給食費の債務承認及び納付誓約書」
 - ・「世帯状況等調査」徴取
- ◀ **自宅への訪問による納付勧奨**

▼(継続対応)

【再三の督促にも応じない場合】

- 債権対策による再三にわたる督促に応じず滞納が長期継続化、高額化する者に対しては、学校給食費負担の公平性を担保するため、債権の取立てに関して**強制執行**などの必要な措置を取る義務がある。

- 学校給食費は私債権（自力執行権なし）であるため、強制執行を行うに当たり、裁判所が作成する文書（**債務名義**）を取得する必要がある。

法的措置（支払督促）の実施

（債権者の申立てに基づいて裁判所書記官が金銭の支払いを求める制度）

令和6年度 学校給食費に係る支払督促の実施状況

1 支払督促申立ての対象者選定 [令和6年度実施分]

支払督促の申立てを行う対象者は、次の（１）及び（２）に該当し、滞納額、対象世帯の経済状況等を考慮して、**5世帯を選定**

（１）複数年度にわたる継続的な滞納がある。

（２）再三にわたる催告（電話10回以上、文書30回以上及び訪問1回以上）を行っても納付に応じない。

令和6年度実施分については、次の事項に該当する者は対象から除外した。

- ・令和6年度の生活保護又は就学援助の対象となり学校給食費の支払を免除されている者
- ・住民票や戸籍謄本の記載事項だけでは、債務者と児童生徒との関係性（親権の有無）が確認できず、引き続き家族構成の調査等が必要な者

2 支払督促の実施状況（令和7年2月3日時点）

No	対象者	滞納額 (円)	法的措置実施予告書 (内容証明郵便)		支払督促					仮執行宣言付支払督促				
			送付	受領	申立て	発付	送達	督促異議 申立て	訴えの 提起	申立て	発付	送達	督促異議 申立て	訴えの 提起
1	A	734,350	R6.11.7	R6.11.8	法的措置実施予告書送付後、対象者から、月々5万円ずつの分割納付の申し出があり、1回目の支払い（5万円）が確認できたため、 支払督促の申立ては見送り とした。									
2	B [※]	688,533	R6.11.7	保管期間 経過 (返戻)	R6.12.13	R6.12.16	R6.12.21	なし	-	R7.1.7	R7.1.7	R7.1.31	R7.2.14までに督促異議が なされなければ支払督促 が確定する。	
3	C [※]	432,210	R6.11.7	保管期間 経過 (返戻)	R6.12.13	R6.12.13	留置期間 経過 (未送達)	未送達のため、R7.1.29に再送達（休日指定の送達）の申立てを行った。						
4	D	415,600	R6.11.7	R6.11.8	R6.12.13	R6.12.13	R6.12.21	なし	-	R7.1.7	R7.1.7	R7.1.11	督促異議がなかったため、 R7.1.28に 支払督促が確定 した。	
5	E (議案対象者)	413,180	R6.11.7	R6.11.15	R6.12.13	R6.12.13	R6.12.24	R7.1.6	議案 提出	-	-	-	-	-

※ 対象者Bと対象者Cについては、今後、異議申立てがあった場合、通常訴訟に移行（議案提出）